

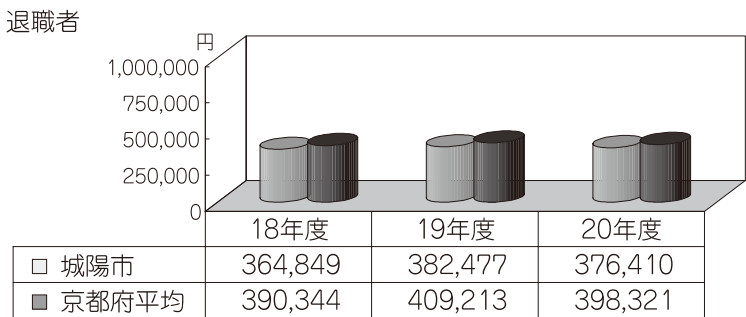
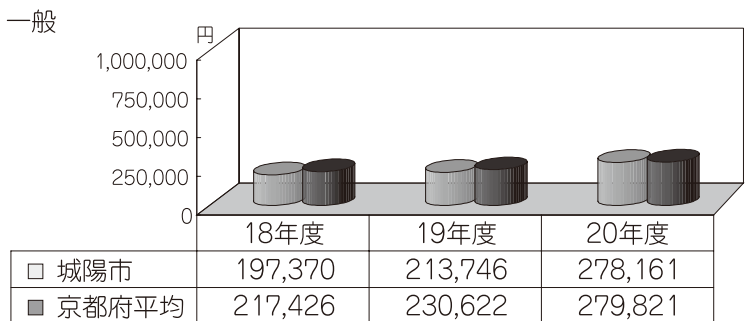
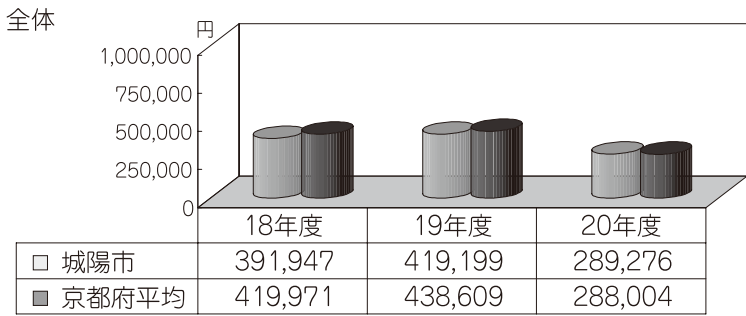
## みなさんの健康と医療を守る国保

国民健康保険(国保)は、被保険者のみなさんが病気やケガをしたときに備えて、安心して医療が受けられるよう、お互いが助け合って医療費を負担し合う、もっとも身近な医療保険です。国保の運営は、被保険者の国民健康保険料(国保料)と、国・府・市の負担金などで賄われています。

### 一人当たりの国保医療費

本市の平成20年度の国保医療費は63億円、国保被保険者数は、月平均21,779人となっています。

(図1) 1人当たり医療費



費は、28万9千円(前年度比31・0%の減)になっています。平成20年度に75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行したため、大幅に減額となっています。

図1は過去3カ年の医療費の状況です。被保険者1人当たりの年間医療費は、27万8千円(前年度比30・1%の増)、退職者の1人当たりは、37万6千円(前年度比1・6%の減)となっています。平成20年度から65歳以上の退職者が一般に切り替わったため、一般は大幅な増となっています。

医療費を京都府の平均と比較すると、一般は0・6%、退職者は5・5%下回り、全体は0・4%上回っています。

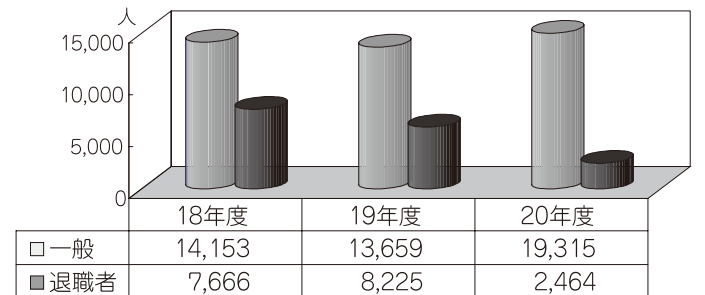
### 被保険者の推移

図2は被保険者の推移ですが、市民の27・1%が国保に加入されています。

#### 用語説明

- 一般…退職者以外の被保険者
- 退職者…老齢または退職を支給の事由とする被用者年金の受給者およびその被扶養者

(図2) 加入者の推移



※18・19年度の一般の人数は、老人医療受給対象者を除いています。

### 医療費と負担

退職者が一般に切り替わったために、年度平均では一般は41・4%増加し、退職者は70・0%減少しています。

被保険者は医療機関の窓口で支払う一部負担金として、医療費の3割(小学校入学前は2割、70歳以上は1割または3割)を負担し、残りを国保が負担します。

平成20年度に国保会計で負担した保険給付費と後期高齢者支援金などは65億4千万円でその28・7%を被保険者の国保料で負担しています。

医療費と後期高齢者支援金などが増加すると、被保険者の国保料の負担も増加します。

みなさんの健康を守る大切な国保です。一人一人が医療費を有効に使うよう心がけましょう。

## 出産育児一時金 4万円引き上げ

10月1日から、出産育児一時金を4万円引き上げました。

「産科医療補償制度」に加入している医療機関や助産施設(医療機関など)で出産した場合は、これまでの38万円に4万円を加算した42万円が支給されます。

また、「産科医療補償制度」に加入していない医療機関などで出産した場合は、これまでの35万円に4万円を加算した39万円が支給されます。

### 出産育児一時金の直接支払制度

出産育児一時金の直接支払制度とは、国保の被保険者が出産するときに、事前に被保険者が医療機関などと代理契約を結ぶことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払う制度です。出産のためにあらかじめ多額の現金を用意する必要がなく、窓口での負担が軽減されます。

直接支払制度の利用を希望される場合は、医療機関などにお申し込みください。

また、直接支払制度の利用を希望されない場合は、

は、出産後国保医療課へ出産育児一時金を申請してください。この場合は、医療機関などの窓口で出産費用を全額自己負担していただき、申請後、出産育児一時金を市からお支払することになります。

### 特定保健指導の実施中

### 訪問による健康指導



平成21年7月から12月まで実施している特定健康診査を受診した人で、健康診査の結果から保健指導が必要と判定された人に、後日、市から「特定保健指導」の案内文書をお送りしています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。

また、保健センターで健康相談(要予約)も実施しています。特定保健指導に該当しない人でもお気軽にご相談ください。

◎健康相談のお問い合わせは、保健センター ☎(55) 11111へ

看護師が家庭を訪問して、健康指導により健康チェックなどを行い、みなさんの毎日の健康管理に役立てていただいています。なお、人間ドック受診後の訪問指導も行っています。

国保では、一人一人の

## ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により、新薬と効き目や安全性が同等と認められた医薬品であり、その価格は新薬のおよそ3~7割です。ジェネリック医薬品を使用し医療費の軽減にご協力ください。

なお、国保医療課窓口で、ジェネリック医薬品の説明パンフレットと希望カードを配布しています。ぜひご利用ください。



高額療養費の申請について

一カ月の支払い額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として後から支給されます。この支給を受けるためには申請が必要で、被保険者証、印かん、領収書、振込先

の分かるもの(通帳など)を国保医療課に持参し、手続きをお願いします。なお、70歳未満の人と70歳以上で区分Iまたは区分IIの人は、入院治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、入院の際は被保険者証、印かんを持参し、手続きをお願いします。

70歳以上で区分Iまたは

は区分II以外の人は「高齢受給者証」により入院時の限度額が自動的に適用されます。

入院のほか、お支払い金額により外来・調剤も該当する場合があります。申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、領収書を必ず持参してください。

※該当する見込みのお支払いがあるにもかかわらず、高額療養費の申請の前に他の申請などに領収書の原本を提出される時は必ず写しを保管しておいてください

医療と介護の高額合算制度について

基準日である平成21年7月31日時点で、国民健康保険に加入していた人

にお知らせします。

同じ世帯で1年間に支払った国保と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合にその超えた金額(500円を

超える場合)を支給します。限度額は表1のとおりです。

平成20年度分は、次の①か②のうち大きい方の金額を支給します。

①平成20年8月から平成21年7月までの自己負担額の合計額が、表1の上段の金額を超える額

②平成20年4月から平成21年7月までの自己負担額の合計額が、表1の下段(かっこ内)の金額を超える額

申請は次のものを持参のうえ、国保医療課の窓口で手続きをお願いします。

【申請に必要なもの】

現在ご加入の医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、振込先

の分かるもの(通帳など)、印かん

※同一世帯でない人が申請する場合は、委任状が必要となります

※算定期間の間に、被用者保険の資格の喪失や、他の市町村からの転入などにより、他の医療保険に加入した場合は、前に加入していた医療保険での「医療費自己負担額証明書」が必要となります

※算定期間の間に、他の市町村より転入した場合、市町村より転入した場合は、「介護保険自己負担額証明書」が必要となります

第三者行為は届出を

交通事故などの第三者の行為が原因でケガや病気になる時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保へ届け出る前に示談をした場合は、その取り決めに優先され、国保が使えなくなりますので、必ず示談をする前に届出をしてください。

医療費は、国保で一旦

国保喪失の手続

支払い、後で市から加害者に請求を行います。

就職や扶養などにより国保から他の保険に加入した場合は、加入した被保険者が発行する新しい被保険者証、国保の被保険者証、印かんを持参し、14日以内に国保喪失の届出をしてください。

他の保険への加入後に国保の被保険者証を使い、医療機関にかかるとその費用を全額請求させていただきます。

国保料の納付は口座振替で

国民健康保険料(国保料)は必ず期日までに納めましょう

国保料の納付は口座振替で

国保料のお支払方法の変更について

○申込手続き 口座振替は市の取扱金融機関に限ります。通帳、通帳届出印と納税通知書を持って、取扱金融機関の窓口へお支払いの「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申し込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係(☎(56)4024)へご連絡ください。「市税等口座振替依頼書」をお送りします。

○口座振替の開始は「市税等口座振替依頼書」が金融機関を通じて市役所に到着した月の翌月分からになりますのでご注意ください。

退職者医療制度について

退職者医療制度とは、長い間勤めていた会社などを退職し、厚生年金や共済年金を受けている65歳未満の国保被保険者とその被扶養者が対象となる制度です。退職被保険者の医療費は、自己負担以外の医療費が、退職被保険者などの国保料に加え被用者保険の拠出金により賄われています。

退職者医療制度の退職被保険者本人となるのは、次の条件を全て満たす人です。○65歳未満の人 ○厚生年金・共済組合などの被用者年金を受給している人 ○被用者年金に20年以上、または40歳以降で10年以上加入している人

この制度に該当する資格は、年金受給権が発生した日からとなります。年金証書を受け取られたら14日以内に、年金証書、被保険者証、印かんを持って、国保医療課まで届け出てください。

また、65歳になると、一般の国保被保険者証に変更となります。一般の被保険者証は誕生月の下旬に送付します。

◎ 詳しくは、国保医療課 ☎(56)4038 へお問い合わせください

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて、有効期限が3カ月・6カ月・12カ月の短期被保険者証の交付となります。

この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と国保料の納付のお願い、納付が困難な場合は納付相談にお越しください。また、案内をしています。また、有効期限が切れた後、医療にかかるときは、国保料が未納であっても国保の資格がありますので、受診する前に、必ず納付相談をお願いします。

国保料の減免制度について

国保料の納付が困難で次の項目に該当する人は、国保料を減免できる場合があります。ただし、国保料の所得割が賦課されている人が対象です。必ず納付期限内に、国保医療課国保年金係窓口で相談してください。

▼居住用の固定資産に災害を受けた人 ▼所得が皆無となったため、生活

一部負担金の減免

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関で一部負担金を支払うことが困難な場合は、ご相談ください。

